

阿賀野市規則第9号

阿賀野市五頭山麓いこいの森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市五頭山麓いこいの森の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年阿賀野市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第7条第4項」を「第7条第3項」に改める。

第1号様式を次のように改める。

五頭山麓いこいの森 使用申込書

注² 条例第15条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「第5条第1項」とあるのは「第10条第2項の規定により準用する第5条第1項」と修正の上使用するものとする。

この規則は、公布の日から施行する。